

平成 22 年度

滝川市一般廃棄物処理基本計画書
ご み 処 理 基 本 計 画

平成 23 年 3 月

北 海 道 滝 川 市

目 次

第1編 総 論

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本事項	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 対象地域と対象廃棄物	1
3. 対象廃棄物	1
4. 計 画 期 間	1
5. 計画の性格と位置づけ	2
第2章 滝川市の特性	4
1. 地 勢	4
2. 気 象	4
3. 人口・世帯数	6
4. 産 業	7
5. 土地利用の状況	8
6. 将来の計画	9
（1）滝川市総合計画	9
（2）滝川市環境基本計画	10

第2編ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題	11
1. ごみ処理の現況	11
（1）ごみ処理の現況	11
（2）ごみの処理区分	12
2. ごみ排出量の実績及び性状	13
（1）ごみ種類別排出量	14
（2）ごみの性状	18
3. ごみ処理の実績	19
（1）ごみの減量化及び再生利用の実績	19
4. ごみ処理体制	22
（1）ごみ収集及び運搬の現況	22
（2）ごみの処理経費	22
（3）広域処理施設の現況	25
（4）ごみ処理の体制	28
（5）ごみ処理の評価	29
（6）ごみ処理関連法	31
（7）国が定める目標等	35

5. ごみ処理の課題	36
(1) ごみ排出抑制	36
(2) 収集・運搬	37
(3) 中間処理	37
(4) 最終処分場	38
(5) ごみ処理経費	39
第2章 ごみ処理基本計画	40
1. 基本理念	40
(1) ごみ処理の基本理念	40
2. 基本方針	41
(1) ごみ処理の基本方針	41
3. ごみの発生量及び処理量の見込み	42
(1) ごみ処理計画の目標	42
(2) 人口の将来予測	43
(3) ごみ発生量の将来予測	44
(4) 一般廃棄物の減量化目標	50
(5) ごみ処理量の見通し表 1～表 2	58
4. ごみの排出抑制のための方策に関する事項	60
(1) 市民の役割	60
(2) 事業者の役割	61
(3) ごみ処理行政の役割	61
5. 基本方針に基づく今後の取り組み	62
(1) 排出抑制（リデュース）の推進	63
(2) 再使用（リユース）の推進	63
(3) 再資源化（リサイクル）の推進	64
6. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分	65
(1) 分別収集計画	65
7. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	67
(1) 収集・運搬計画	67
(2) 中間処理計画	69
(3) 再生利用計画	70
(4) 最終処分場計画	70
(5) 適正処理困難物等	71
8. その他ごみの処理に関する必要な事項	71
(1) 災害廃棄物に関する事項	71
(2) 不適正処理及び不法投棄対策	72
9. ごみの処理施設の整備に関する事項	74
(1) マテリアルリサイクル推進施設	74

第 1 編 総 論

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

本市のごみ処理は、平成 15 年度に「滝川市一般廃棄物処理基本計画（平成 15 年～平成 30 年）」を策定すると共に、中空知衛生施設組合「リサイクルーン」の供用開始（平成 15 年度）と相まって、それまでと全く異なった新しい廃棄物処理システムがスタートしている。この新システムによって、資源の有効利用や環境負荷の低減を目指した循環型社会及び廃棄物の適正処理の推進を目標に今日まで鋭意努力してきた。

この間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という）や各種リサイクル法等の改正が行われている他、北海道は「北海道廃棄物処理計画」の改定や「北海道循環型社会形成推進基本計画」の策定を進めるなど、一層の 3R の推進が求められている。

また、本市が所属する中空知衛生施設組合と砂川地区保健衛生組合及び北空知衛生センター組合の三組合（5 市 9 町）によって「ごみ処理広域化基本計画」（平成 21 年度）の見直しが図られた。

これらの状況を踏まえ、本計画は滝川市におけるごみ処理に関わる基本的事項を再整理し、新たな目標設定と更なる循環型社会形成の推進に寄与すべく、計画の見直しを図ることを目的とする。

2. 対象地域

本計画は、市内全域を対象地域とする。

3. 対象廃棄物

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とする。

4. 計画の期間

計画の期間は平成 23 年度～平成 37 年度までの 15 年間とする。また、平成 27 年度と平成 32 年度を中間目標年度として設定し、状況の変化に応じて柔軟に見直しを行うこととする。

図 1.1.4-1 計画期間と目標年度

年度	平 成															
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
内 容	計 画 策 定					中 間 目 標					中 間 目 標					計 画 目 標

5. 計画の性格と位置づけ

廃棄物処理法では、第6条第1項の規定により、“市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という）を定めなければならない”こととされている。

一般廃棄物処理計画は、

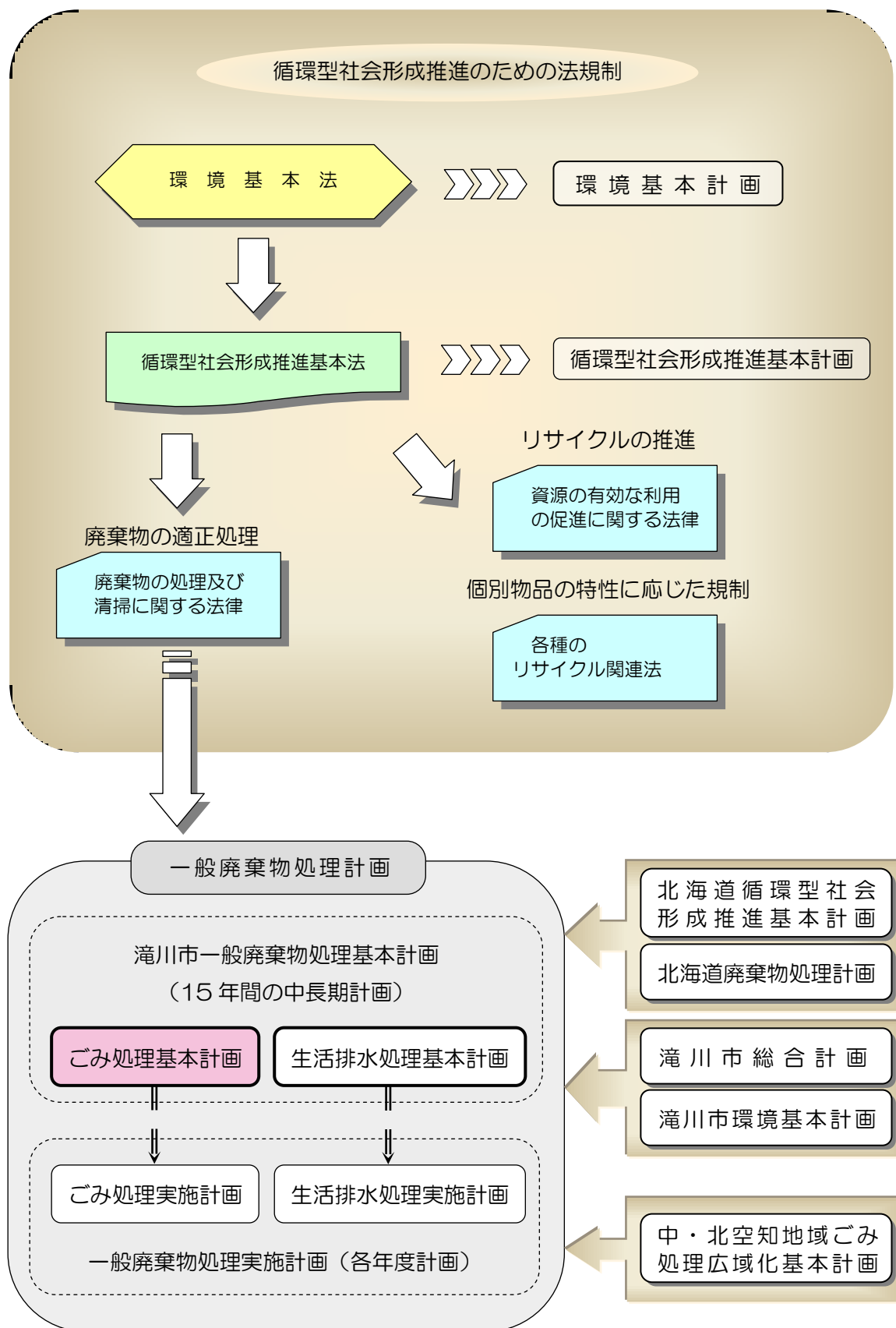
- ① 長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）
- ② 基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制，減量化・再生利用の推進，収集，運搬，処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成されており、それぞれに、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成されている。（同法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第1条の3の規定）

本計画は、この内、ごみ処理基本計画に該当するものであり、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成5年3月15日付衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づいて策定するものであると共に、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となる。

「ごみ処理基本計画」の位置付けについては、図 1.1.5-1 に示すとおりである。

図 1.1.5-1 ごみ処理基本計画の位置づけ



第2章 滝川市の特性

1. 地 勢

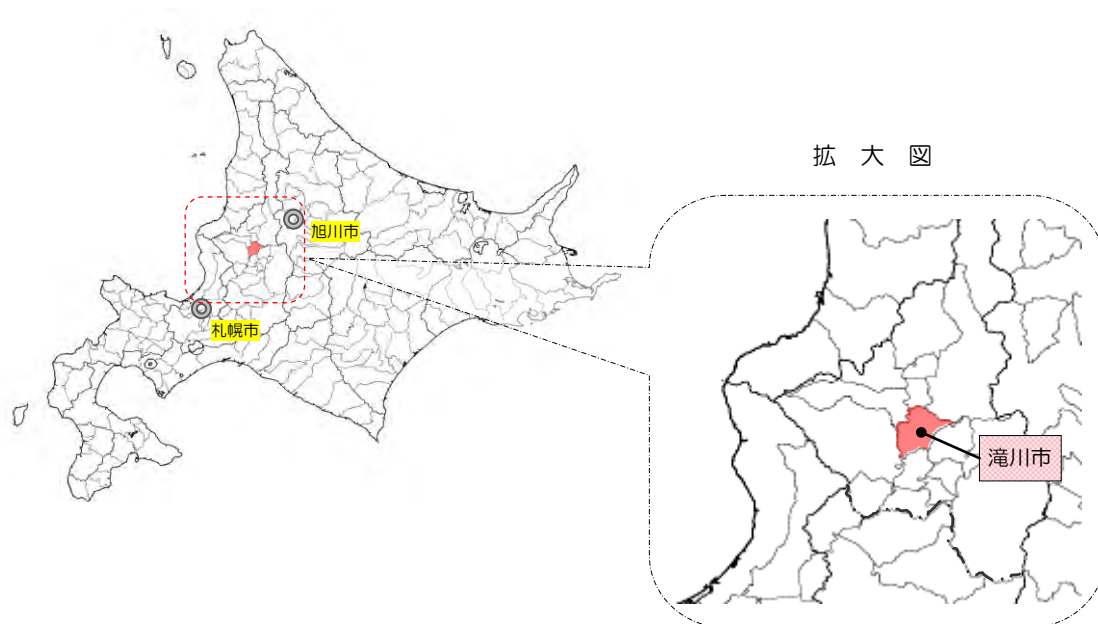
本市は、北海道中央部の西よりに位置する内陸地帯で、一級河川石狩川とその第一支流である一級河川空知川が市の南部で合流している。

地形は、両河川の流れによって河岸段丘が形成された平坦な土地が広がり、北東部にかけて緩やかな丘陵地になっている。

総面積は、115.82 km²で、東は赤平市、西は石狩川を境に新十津川町・雨竜町・妹背牛町、南は空知川を境に砂川市、北は深川市と接している。

また、北海道の大動脈ともいえるＪＲ函館本線及び国道 12 号が縦貫し、ＪＲ根室本線及び国道 38 号がこれから分岐していて、道央と道東・道北を結ぶ交通の拠点にもなっている。

図 1.2.1-1 位 置 図



2. 気 象

気候は、年平均気温 7℃前後で、西側の増毛山地と東側の夕張山地に挟まれた典型的な内陸性気候を示し、夏と冬の気温差は 50℃を超える。年間降雪量は 8m と道内有数の豪雪地帯である。

表 1.2.2-1 気象状況（滝川市観測点）

年	降水量(mm)		気温(℃)		風向・風速(m/s)		日照 時間 (h)	雪(寒候年・cm)		
	合 計	日最大	最 高	最 低	最 大			降雪の 合 計	日降雪 の最大	最深 積雪
					風 速	風 向				
昭和 51 年	609]	44]	33.4	-17.3]	13]	南南西	1,703.9]	///	///	///
昭和 52 年	545]	41]	32.3	-27.2	15]	南南東	1,926.3]	///	///	///
昭和 53 年	620]	55]	31.9	-27.0	15]	南南西	2,028	///	///	///
昭和 54 年	780]	77]	30.9	-23.6	14	南	1,912	///	///	///
昭和 55 年	1,150	35	29.8	-21.8	18	南	1,893	///	///	///
昭和 56 年	1,641	196	33.1	-24.8	16	南	1,674	///	///	///
昭和 57 年	889]	56]	30.7	-26.1	13]	南	1,699.6]	///	///	///
昭和 58 年	844	53	31.4	-20.8	13	南南西	2,204	842	39	101]
昭和 59 年	775]	37]	32.0	-23.9	14	東南東	2,462	943	31	115
昭和 60 年	1,048	66	32.7	-26.2	15	南	2,342	738	26	80
昭和 61 年	1,052	84	31.9	-24.9	14	南南西	2,280	999	47	121
昭和 62 年	1,142	38	30.3	-24.1	20	南	710.7]	1,100	41	108
昭和 63 年	1,210	107	32.0	-20.6	16	南	1,464	1,236	37	137
平成 元 年	1,159	86	34.9	-18.4	12	南	1,509	1,183	40	104
平成 2 年	1,073	80]	30.5	-25.0	14	南	1,666	707	37]	85
平成 3 年	1,110	37	30.3	-21.7	13	北西	1,516	954	43	93
平成 4 年	1,334	107	30.0	-20.5	12	南	1,421	1,240	45	114
平成 5 年	958	38	30.2	-17.5	12	南	1,431	902	35	85
平成 6 年	1,349	103	35.4	-22.5	14	南	1,503	1,077	31	128
平成 7 年	1,314	68	30.3	-20.8	14	南	1,432	792	65	134
平成 8 年	1,218	69	31.1	-20.5	12	南南西	1,264	986	28	100
平成 9 年	1,259	77	31.9	-19.6	14	南	1,384	1,095	37	116
平成 10 年	1,355	95	30.8	-25.8	12	西	1,466	627	26	97
平成 11 年	1,272	63	34.1	-19.0	10]	西	1,401	1,058	37	146
平成 12 年	1,589	97	32.7	-24.3	11]	北西	1,320	923	44	135
平成 13 年	1,398	85	28.9	-24.4	11	西	1,426	856	36	144
平成 14 年	1,065	49	29.0	-23.3	11]	南東	1,365	697	28	86
平成 15 年	886	40	29.8	-24.1	16	南南西	1,526	834	48	112]
平成 16 年	1,157	64	33.5	-23.5	19	南南西	1,503	788	25	110
平成 17 年	1,213	81	31.1	-24.5	14	西南西	1,556	963	32	140
平成 18 年	987	48	32.3	-19.4	15	南西	1,518	1,071	33	137
平成 19 年	884	39	33.3	-19.2	15	北	1,703	823	32	84
平成 20 年	840	39.5	31.5	-25.6	15	北	1,700	666	28	112
平成 21 年	1,048	84	32.1	-20.6	12.6	西南西	1,487	727	34	89

※. “]” 付きデータは、統計資料不足値

〔資料：気象庁気象データ〕

3. 人口・世帯数等

本市の人口は年々減少が続き、過去 10 年間で 3,315 人の減少（対平成 12 年度比 7% 減）となっている。

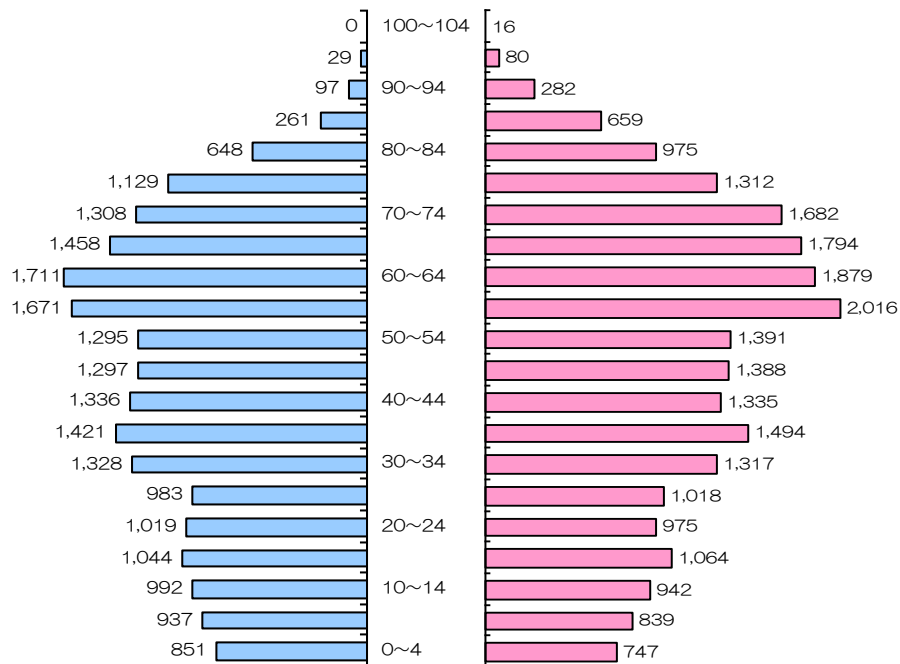
一方、世帯数は増加傾向にあり、過去 10 年間で 952 世帯増加（対平成 12 年度比 4.7% 増）しており、少子・核家族化傾向が伺える。

表 1.2.3-1 行政人口及び世帯数の推移（単位：人、世帯）

	人 口	世帯数	世帯構成人数
平成 12 年度	47,335	20,433	2.32
平成 13 年度	47,048	20,585	2.29
平成 14 年度	46,866	20,770	2.26
平成 15 年度	46,314	20,819	2.22
平成 16 年度	46,030	20,929	2.20
平成 17 年度	45,798	21,093	2.17
平成 18 年度	45,205	21,106	2.14
平成 19 年度	44,908	21,205	2.12
平成 20 年度	44,440	21,337	2.08
平成 21 年度	44,020	21,385	2.06
（対 12 年度比）	93.0%	104.7%	—

※ 各年 9 月末日付住民基本台帳調べ

図 1.2.3-2 年齢 5 歳階級別人口（平成 21 年 9 月末現在）



4. 産 業

本市の産業は、人口の減少や景気の低迷等に伴い年々衰退している。事業所数では平成8年から平成18年の10ヶ年で545事業所（約19.9%）が減少し、従業者数においても4,696人（約20%）の減少となっている。三大分類別構成比では、第1次産業及び第2次産業の割合が減少する一方で、第3次産業の割合が増加していて、総体的に第1次産業及び第2次産業の減少割合が大きいことを示唆している。具体的には第2次産業の減少が顕著である。

表 1.2.4-1 産業別事業所数及び従業者数の推移

（単位：事業所，人）

区 分		平成 8 年		平成 13 年		平成 18 年	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
産業別							
総数		2,743	23,444	2,426	21,334	2,198	18,748
第 1 次産業		16	165	15	196	11	126
	A 農業	}	16	9	141	7	86
	B 林業			6	55	4	40
	C 漁業			-	-	-	-
第 2 次産業		403	5,107	348	3,952	297	3,049
	D 鉱業	7	111	3	16	1	5
	E 建設業	296	3,509	257	2,856	216	2,127
	F 製造業	100	1,487	88	1,080	80	917
第 3 次産業		2,324	18,172	2,063	17,186	1,890	15,573
G 電気・ガス・熱供給・水道業		4	129	6	154	5	98
H 情報通信業		-	-	-	-	13	98
I 運輸業		-	-	-	-	49	924
(H)運輸・通信業		85	1,492	77	1,333	-	-
J 卸売・小売業		-	-	-	-	521	4,270
(I)卸売・小売業、飲食店		1,161	7,159	1,012	6,568	-	-
K 金融・保険業		85	734	64	832	47	454
L 不動産業		150	291	122	232	117	252
M 飲食店、宿泊業		-	-	-	-	356	1,722
N 医療、福祉		-	-	-	-	163	2,480
O 教育、学習支援業		-	-	-	-	90	820
P 複合サービス業		-	-	-	-	18	334
Q サービス業（他に分類されないもの）		-	-	-	-	483	2,759
(L)サービス業		807	6,811	753	6,524	-	-
R 公務（他に分類されないもの）		32	1,556	29	1,543	28	1,362

〔資料：「事業所・企業統計調査」（総務省統計局所管）〕

表 1.2.4-2 産業別事業所数及び従業者数の割合（単位：事業所，人，%）

年 度	区 分	総 数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
平成 8 年	事業所数	2,743	0.6	14.7	84.7
	従業者数	23,444	0.7	21.8	77.5
平成 13 年	事業所数	2,426	0.6	14.3	85.1
	従業者数	21,334	0.9	18.5	80.6
平成 18 年	事業所数	2,198	0.5	13.5	86.0
	従業者数	18,748	0.7	16.3	83.0

5. 土地利用の状況

地目別面積によると、総面積 115.82 km^2 に対して最も多く占める農地は約 43.2% (49.97 km^2) となっており、そのうちの約 3/4 (37.49 km^2) が水田である。

また、宅地は約 8.7% (10.12 km^2) である。

一方、用途地域（非線引き）別面積では、総面積に対して約 14.0% (16.18 km^2) が設定されており、そのうち住居系地域は約 9.6% (11.15 km^2) となっている。

表 1.2.5-1 地目別面積

(単位： km^2)

地 目	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
総 面 積	115.82	115.82	115.82	115.82	115.82
農 地	49.91	49.87	50.12	50.10	49.97
うち 田	37.47	37.39	37.57	37.56	37.49
うち 畑	12.44	12.48	12.55	12.54	12.48
宅 地	9.86	9.84	9.86	9.90	10.12
鉱 泉 地	-	-	-	-	-
池 沼	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58
山 林	8.32	8.32	8.32	8.32	8.32
牧 場	5.92	5.91	5.91	5.91	5.91
原 野	2.69	2.70	2.70	2.70	2.70
雑 種 地	9.40	8.29	8.31	8.30	8.29
うち遊園地等の用地	0.65	0.64	0.64	0.65	0.65
うち鉄軌道用地	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86
そ の 他	29.14	30.31	30.02	30.01	29.93

〔資料：市 税務課〕

図 1.2.5-1 地目別面積の割合

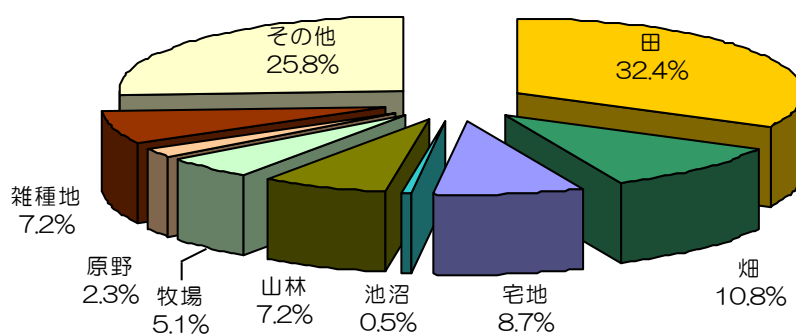


表 1.2.5-2 都市計画区域及び用途地域面積

(単位: km²)

区 分	面 積	区 分	面 積
総 面 積	115.82	用 途 地 域	16.18
都 市 計 画 区 域	74.29	第1種低層住居専用地域	1.12
用 途 地 域	16.18	第2種低層住居専用地域	0.12
用 途 地 域 外	58.11	第1種中高層住居専用地域	2.68
都 市 計 画 区 域 外	41.53	第2種中高層住居専用地域	0.78
準 防 火 地 域	1.14	第1種住居地域	6.06
特 別 工 業 地 区	0.50	第2種住居地域	0.20
研 究 研 修 地 区	0.25	準 住 居 地 域	0.19
高 度 利 用 地 区	0.01	近 隣 商 業 地 域	0.60
		商 業 地 域	0.54
		準 工 業 地 域	1.69
		工 業 地 域	2.20

6. 上位計画の概要

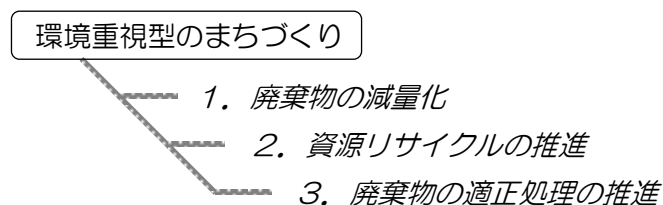
(1) 滝川市総合計画

本市の現「滝川市総合計画」(平成13年4月～平成23年3月)は、基本構想、基本計画、実施計画からなっている。

基本構想は10か年間のまちづくりのための将来構想であり、その性格・位置づけは、これまでのまちづくりの歩みを振り返ると共に、社会経済情勢の変革や地方自治体を取り巻く環境の変化を的確に捉えたトータルプランで、国・道などの計画と協調した本市各計画の上位計画に位置づけられるものである。

また、基本計画は前期・後期の5か年ごとに策定される施策の体系及び方向性を示すものであり、更に実施計画は3か年ごとの具体的な事業内容を毎年ローリングしたものとなっている。

その中で、基本構想においては「環境重視型のまちづくり」と題し、環境負荷の少ない都市づくりとして3つの体系を示しており、後期基本計画においても「循環型社会の形成」を施策の目標に同様の体系を示している。



なお、次期「新・滝川市総合計画」は現在策定中であり、その将来像は「地域コミュニティ」、「土地利用・機能配置」、「産業」、「人材育成」、「地域資源」、「地域個性」、「高齢者対策」の7つの視点・方向性を柱に、住みよい町づくりを目指した構想としている。

(2) 滝川市環境基本計画

『たきかわ「環のまち」物語』～ 滝川市環境基本計画・地域行動計画（平成 18 年月）における環境基本計画の基本方針は、目標年度を平成 27 年度に定め、地球環境問題も視野に入れた持続可能な地域社会を目指すものとし、「資源循環の環」や「人々の環」など様々な環を形成していくとしている。

そのうち“資源の環 循環 物語”では、「ごみの発生抑制」「再使用」「再生利用」のミニスパイラル～と題して、家庭系・事業系のごみ排出量の削減、一人当たりごみ排出量の減量、リサイクル率の向上、3R の徹底と循環型社会の推進を挙げている。

また、“創エネ・省エネ 物語”では、「地域エネルギーの創出」と「省エネルギー」ミニスパイラル～と題して、二酸化炭素排出量の削減、生ごみによるバイオマス発電、その他のバイオマスエネルギーの活用、未利用エネルギーの活用による温暖化防止への寄与、省エネルギー対策の推進が挙げられている。

図 1.2.6-2 滝川市環境基本計画の概要

たきかわ「環のまち」物語

～滝川市環境基本計画・地域行動計画～

目標年度：平成 18 年度～平成 27 年度

(1) 資源の環 循環 物語

「ごみの発生抑制」「再使用」「再生利用」のミニスパイラル～

- 家庭系・事業系のごみ排出量の削減
- 一人当たりごみ排出量の減量
- リサイクル率の向上
- 3R の徹底と循環型社会の推進

(2) 創エネ・省エネ 物語

「地域エネルギーの創出」と「省エネルギー」のミニスパイラル～

- 二酸化炭素排出量の削減
- 生ごみによるバイオマス発電
- その他のバイオマスエネルギーの活用
- 未利用エネルギーの活用による温暖化防止への寄与
- 省エネルギー対策の推進

(3) 農・山・川 物語

「農業」と「森林」と「川」のミニスパイラル～

(4) 人の環づくり 物語

「情報」と「教育・学習」と「交流」のミニスパイラル～

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題

1. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の経緯

滝川市は、中・北空知6市9町（3組合）の内、中空知衛生施設組合（3市2町）の構成市になっており、他の市町との連携を図りながら適正なごみの分別及び処理処分を行っているところである。

滝川市では、平成10年度に3組合による「中・北空知地域ごみ処理広域化基本計画」の策定及びこの広域化基本計画に基づいた中空知衛生施設組合のごみ処理計画の策定に参加し、更に平成15年度には本市における一般廃棄物ごみ処理基本計画を策定している。

現在は、これら諸計画に基づき粗大ごみ及び不燃ごみ、生ごみ、可燃ごみ、資源ごみを広域化による共同処理施設において処理することとし、分別収集して中空知衛生施設組合にて処理を行っている。

そのため、平成15年度よりごみ処理手数料を定額制から従量制に移行し、併せて排出方法も変更した。

なお、その他プラスチック、白色トレイ及びその他紙製容器包装は、共同処理施設で処理機能を有していないこと及びガス化溶融炉施設の熱カロリーの確保等の理由により、可燃物として処理している。

表 2.1.1-1 ごみ収集品目の分別状況

品 目		分別開始年月日	有料化状況
可燃系ごみ	可燃物（廃プラ・トレイを含む）	平成 15 年 4 月開始	有 料 （従量制）
	紙製容器包装		
	その他紙製容器包装		
	生ごみ	平成 15 年 8 月開始	
	段ボール		
	新聞・雑誌		
	ペットボトル		
不燃系ごみ	スチール缶	平成 15 年 4 月開始	
	アルミ缶		
	無色ガラス製容器		
	茶色ガラス製容器		
	その他ガラス製容器		
	上記以外の不燃物		
粗 大 ご み			
その他（ひも、縄、磁気テープ、鉄塊等）		無 料	

(2) ごみの処理区分

家庭系ごみの分別区分は、平成 15 年度を境に広域化により共同処理を前提として確立され、統一が図られている。また、事業系ごみについては家庭系ごみの分別区分に準じて、直接搬入及び一部の許可業者による収集も行われている。

表 2.1.1-2 ごみの処理区分

品 目		分別収集の種類	収集方法	選別保管・中間処理 ・最終処分施設
可燃系ごみ	可燃物	燃やせるごみ	定期回収	中空知衛生施設組合
	生ごみ	生ごみ	定期回収	中空知衛生施設組合
	紙製容器包装	資源ごみ	拠点回収・集団回収	市・中空知衛生施設組合・資源回収業者
	その他紙製容器包装	燃やせるごみ	定期回収	中空知衛生施設組合
	段ボール	資源ごみ	定期回収・拠点回収・集団回収	市・中空知衛生施設組合・資源回収業者
	新聞・雑誌	資源ごみ	定期回収・拠点回収・集団回収	資源回収業者
	ペットボトル	資源ごみ	定期回収・拠点回収・集団回収	市・中空知衛生施設組合・資源回収業者
	白色トレイ	燃やせるごみ	定期回収	中空知衛生施設組合
	上記以外のプラスチック製容器包装	燃やせるごみ	定期回収	中空知衛生施設組合
不燃系ごみ	スチール缶	資源ごみ	定期回収・拠点回収・集団回収	市・中空知衛生施設組合・資源回収業者
	アルミ缶	資源ごみ		
	無色ガラス製容器	資源ごみ	定期回収・拠点回収・集団回収	市・中空知衛生施設組合・資源回収業者
	茶色ガラス製容器	資源ごみ		
	その他ガラス製容器	資源ごみ		
	上記以外の不燃物	燃やせないごみ	定期回収	最終処分場施設
粗 大		粗大ごみ	定期回収	中空知衛生施設組合
その他（ひも、縄、磁気テープ、鉄塊等）		その他ごみ	定期回収	中空知衛生施設組合

◇ ごみの分別収集方法

燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、資源ごみ（瓶・缶・ペットボトル）については、分別して市の指定袋（有料）に入れることとし、古紙類及び紙製容器包装・段ボールは、束ねて紐などで縛ることとしている。また、粗大ごみは大小に分けて粗大ごみシール（有料）を、その他のごみは透明・半透明の袋に入れて、その他ごみ専用シール（無料）を貼ることとしている。これらのルールに沿ってごみを分別し、ごみの種類毎の収集日時に合わせて指定箇所へ排出することになっている。なお、中間処理施設、最終処分場への直接搬入も可能となっている。

◇ 収集できないごみ

家電リサイクル法指定 5 品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）、家庭用パソコン、廃タイヤ、バッテリー、消化器、ガスボンベ、ピアノ、水銀体温計・水銀血圧計、ドラム缶は、収集できないごみとして各種取り扱い方法に準じて処理するよう周知している。

◇ ごみの処理方法

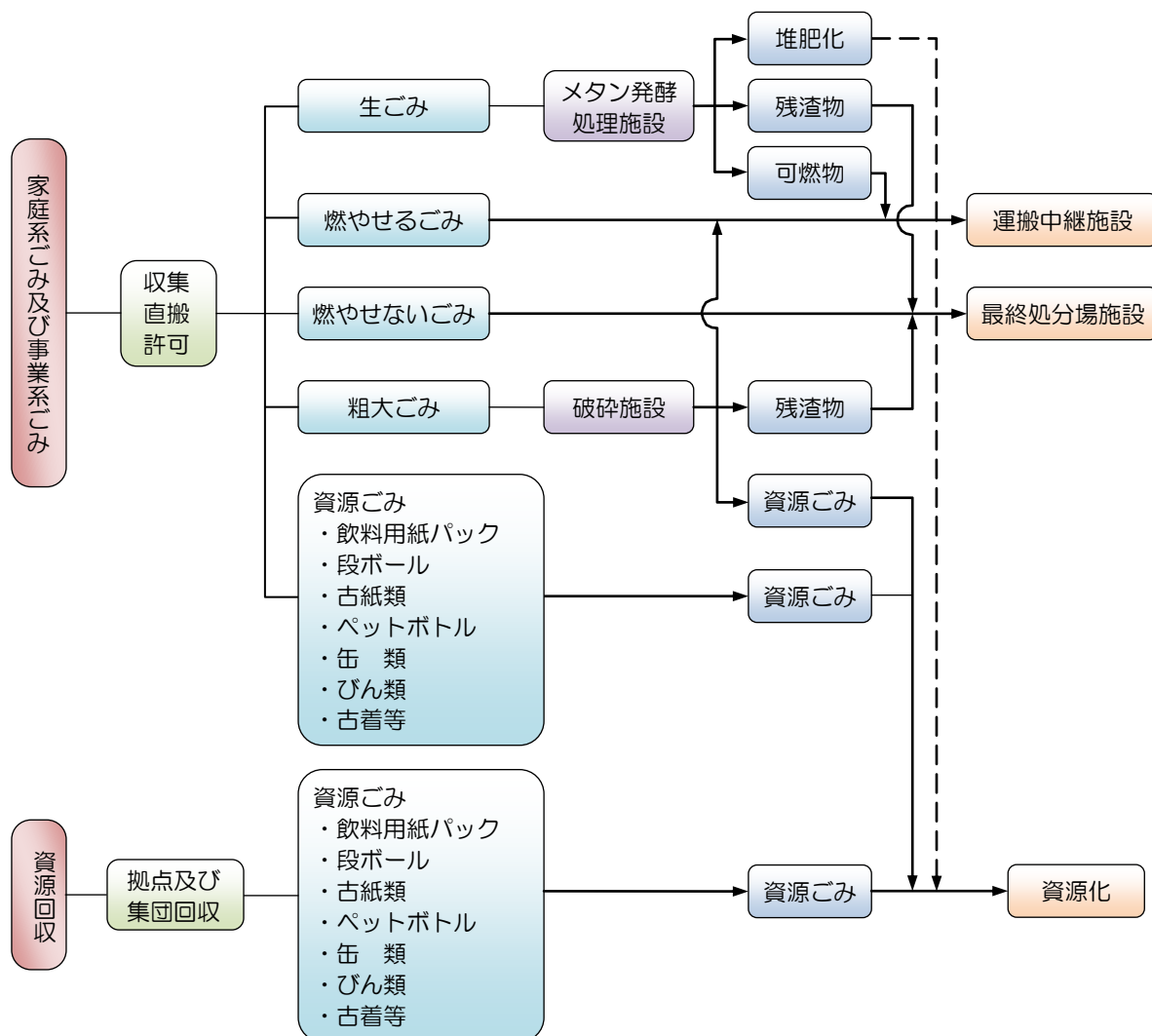
中空知衛生施設組合では、広域ごみ処理施設としてリサイクルン(破碎・資源化施設、運搬中継施設、メタン発酵処理施設)にて共同処理を行っている。また、各容器包装及び古紙類については、市の定期回収と共に町内会や市民団体による集団回収も行っており、資源回収業者へ引き渡し売却している。なお、燃やせないごみについては、市内に 1 箇所ある最終処分場の施設により埋立処分している。

2. ごみ排出量の実績及び性状

滝川市における家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のおとりである。

また、事業系ごみは、家庭系ごみの分別区分に準じて直接搬入（排出者）及び一部で許可業者による収集も行われている。

図 2.1.2-1 ごみ処理の流れ



(1) ごみ種類別排出量

滝川市におけるごみの分別区分は、平成 15 年度を境に広域処理を前提としたごみ処理体系で統一化している。

広域処理を行う前の平成 14 年度のごみ総排出量（家庭系ごみ＋事業系＋資源回収量）は 27,433 t/年であり、それに対して広域化された平成 15 年度の排出量は 17,384 t/年と 36.6%程度減少している結果となっている。

その後、平成 21 年度までの 7 年間のごみ排出量は、家庭系及び事業系双方ともに微量であるが減少傾向にある。また、広域化に伴い資源化（紙類・びん類・缶類・ペットボトル・古着類）の拠点回収が開始され、平成 14 年度の回収量に比べ平成 16 年度の集団回収量及び拠点回収量は併せて 31.6%程度の増加となっている。

表 2.1.2-1 ごみ総排出量

区 分	単位	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
人 口	人	46,866	46,314	46,030	45,798	45,205	44,908	44,440	44,020
家庭系	t	17,333	9,582	10,417	10,294	9,896	9,606	9,310	9,362
事業系	t	8,423	5,352	5,180	4,929	4,770	4,832	4,753	4,908
集団回収及び拠点回収	t	1,677	2,450	2,740	2,449	2,370	2,360	2,232	2,058
合 計	t	27,433	17,384	18,337	17,672	17,036	16,798	16,295	16,328

図 2.1.2-2 総排出量の推移

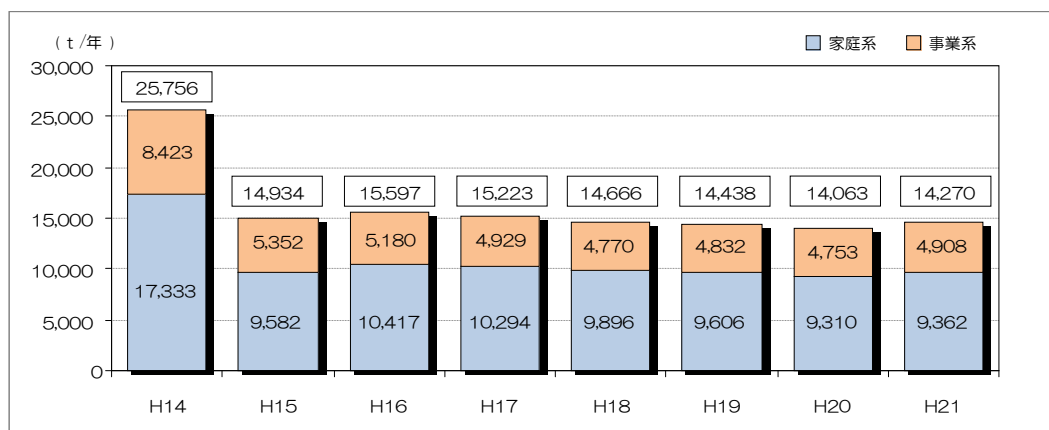
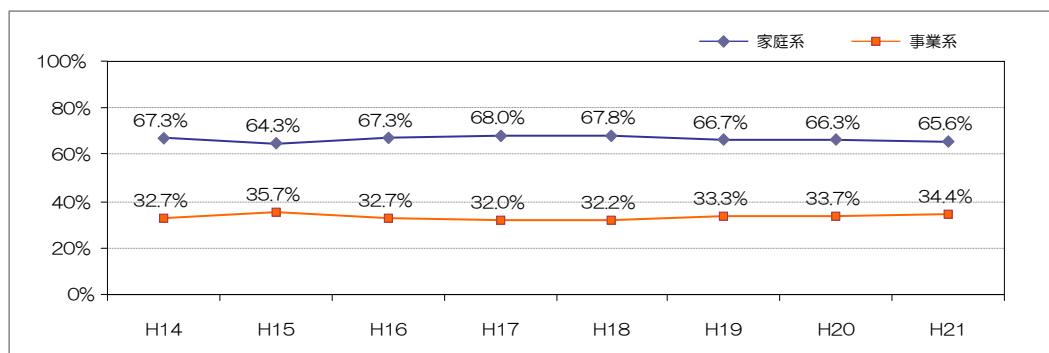


図 2.1.2-3 総排出量の比率



① 家庭系ごみの排出量の推移

家庭系ごみの排出量は、平成 16 年以降、人口の減少に伴って微減傾向を示している。ごみの区分別に見ると、粗大ごみの排出量が増加傾向にある一方、生ごみの収集は平成 15 年度に分別収集が始まったことから徐々に減少傾向にあり、可燃ごみ及び不燃ごみについては概ね横這いで推移している。

表 2.1.2-2 家庭系ごみ排出量

区 分	単位	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
人 口	人	46,314	46,030	45,798	45,205	44,908	44,440	44,020
収 集 ー ご み	生 ご み	t	3,020	2,869	2,794	2,562	2,410	2,256
	可燃ごみ	t	5,107	5,361	5,492	5,445	5,324	5,163
	不燃ごみ	t	537	626	652	657	636	592
	粗大ごみ	t	390	491	512	418	400	448
	資 源	t	310	279	275	267	244	232
合 計	t	9,364	9,626	9,725	9,349	9,014	8,720	8,769
直 搬 ー ご み	生 ご み	t	1	4	1	1	2	2
	可燃ごみ	t	55	103	100	106	113	126
	不燃ごみ	t	63	23	38	47	42	44
	粗大ごみ	t	73	631	393	348	390	378
	資 源	t	26	30	37	45	46	40
合 計	t	218	791	569	547	592	590	593

② 家庭系ごみ排出量の原単位

ごみの排出量原単位は、ごみの総排出量を収集人口で除した値を日量で示したものであり、これを「1 人 1 日平均排出量」（原単位）と言い、次式により算定される。

$$\text{原単位 (g/人・日)} = \text{年間排出量 (t/年)} \div \text{収集人口 (人)} \div 365 (\text{日}) \times 10^6$$

表 2.1.2-4 家庭系 1 人 1 日当たり排出量

区 分	単位	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
人 口	人	46,314	46,030	45,798	45,205	44,908	44,440	44,020
収 集 ー ご み	生 ご み	g	178.6	170.8	167.1	155.3	147.0	140.9
	可燃ごみ	g	302.1	319.1	328.5	330.0	324.8	318.3
	不燃ごみ	g	31.8	37.3	39.0	39.8	38.8	36.5
	粗大ごみ	g	23.1	29.2	30.6	25.3	24.4	27.6
	資 源	g	18.3	16.6	16.5	16.2	14.9	14.3
	計	g	553.9	573.0	581.7	566.6	549.9	537.6
直 搬 ー ご み	生 ご み	g	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	可燃ごみ	g	3.3	6.1	6.0	6.4	6.9	7.8
	不燃ごみ	g	3.7	1.4	2.3	2.8	2.6	2.7
	粗大ごみ	g	4.3	37.6	23.5	21.1	23.8	23.3
	資 源	g	1.5	1.8	2.2	2.7	2.8	2.5
	計	g	12.9	47.1	34.1	33.1	36.2	36.4
合 計	g	566.8	620.1	615.8	599.7	586.1	574.0	582.5